

「同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する陳情（第5号）」について

受理年月日／番号 会・（審査年月日） 関係部課	件 名 ・ 内 容 結 論 処 理 経 過 及 び 結 果
平成30年6月6日 ／第5号 企画総務委員会 （平成30年6月25日） 総務部 人権同和・男女共同参画課	<p><件名> 同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する陳情</p> <p><要旨></p> <p>1 性的マイノリティーにとっても住みやすい、多様性が認められる魅力ある都市にしていきたいと、墨田区において、その存在を公に認める方策として、同性同士で生活する者も家族として扱う「パートナーシップの認証制度」などの導入に向けて、検討してください。</p> <p>2 墨田区の教育、福祉、医療、就業、その他の行政活動において、性的アイデンティティ（S I）、性的指向（S O）による差別を許さない啓発を行ってください。</p>
	<p><結論> 平成30年6月29日 意見付採択 （意見） 趣旨に沿うよう努力されたい。</p>
	<p><処理></p> <p>1</p> <p>(1) 検討状況</p> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none">・ワーキンググループを設置し、課題等を具体的に検討した。・墨田区人権啓発基本計画を改定した。 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none">・課題や活用策等を検討、当事者団体・民間団体等へのヒアリングを実施した。・9月30日「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」の改正を議決（概要：墨田区基本計画等の改定を踏まえ、条例名の変更、多様な性の尊重に係る規定の新設等） <p>(2) 制度開始</p> <p>令和5年4月1日、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」を施行し、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する「墨田区パートナーシップ宣誓制度」を開始した。</p> <p>2（令和3年6月17日企画総務委員会で次のとおり報告済み）</p> <p>(1) 教育委員会では、学校教育の中で発育発達学習とともに、人権教育として、性について多様性があることへの理解を児童・生徒に指導しているほか、教職員研修も行っている。</p> <p>(2) 『～性自認・性的指向等に関する理解について～「人権感覚」別冊（平成30年）』、『多様な性について（令和2年10月）』等の職員向け啓発紙を作成し、全職員への周知を図った。</p> <p>(3) 墨田区人権に関する意識調査（調査期間：令和元年8月6日～26日）において、性自認・性的指向に関連する質問項目を追加し、結果を公表</p>

	<p>した。</p> <p>(4) 区公式ホームページに「性の多様性について理解しよう」といった記事を掲載した（令和3年1月）。</p> <p>(5) 性の多様性に関連する人権啓発等については、令和3年度中に改定する予定の「墨田区人権啓発基本計画」の中で策定していく。</p>
--	--